

平成9年6月2日
第7常置委員会資料

大学附属図書館の当面する諸問題について

1 大学附属図書館をめぐる一般的な状況

学術情報の量の激増と電子媒体の普及により、大学附属図書館の扱う資料と業務内容に大きな変化が生じており、図書館のあり方は急速な転換を迫られている。情報化・国際化への対応のみならず、学内における研究・教育の基盤施設としてより積極的な機能を担っていくことも求められている。

すなわち、一方においては、図書館の電子化の促進を通じて諸種の学術情報の発受信機能を高め、学内外および国際的な図書資料の相互利用の効果的なネットワークを構築していくため、学術情報センターおよび学内情報処理施設との連携・協力をはかり、新しい時代の図書館機能に相応しい図書館組織のあり方を模索するなど、各大学図書館が創意を發揮していく必要がある。他方では、貴重な研究資料としての図書資料、学部教育上不可欠の図書、大量の蔵書の保存など、電子化によっては置き換えることの出来ない面にも配慮を欠かさないことが必要である。

大学附属図書館の今後進むべき方向については、学術審議会が発表した「大学図書館機能の強化・高度化の推進について」（学術審議会情報資料分科会学術情報部会報告・平成5年12月16日）及び「大学図書館における電子図書館的機能の充実と強化について」（学術審議会建議・平成8年7月29日）に基本的な提言がなされており、また当面の諸要求については国立大学図書館協議会が要望書を関係方面に提出しているが、附属図書館は大学の教育・研究活動にとって重要な基盤的機能の一つであることに鑑み、早急な対応を求められている具体的諸問題を改めて指摘しておく。

2 対応を要する具体的な事項

①図書館資料購入費、特に学生用図書購入費の増額

図書館資料購入費は平成元年度頃からほぼ横這状態で増額されていないが、継続購入が不可欠な学術雑誌の価格上昇、学術雑誌の種類の増加、電子化された資料など購入すべき

資料の多様化等の要因によって、大学附属図書館はいずれも困難な状況に置かれている。多くの大学では教官当校費・学生当校費の一部を図書資料購入費に充当することによって対応しているが、近年は人文社会科学系の学部等においてもコンピュータなどの電子機器購入経費等が増大しているため資料購入費にあてる比率は引き下げてほしいという要求が出るようになるなど、学内措置による補填も限界に達しているので、図書資料購入費の増額について配慮が望まれる。

特に学生用図書購入費については、過去およそ15年間にわたって学生数の増加傾向にもかかわらず横ばいないし漸減の傾向が続いているが、教育改革に関連して学生のための魅力ある教育環境作りを重視する観点から、これ以上の減少を避けることはもとより、増額が望まれるところである。特に留学生用図書については、英文の標準的な教科書等を整備できるように特別の予算措置が図られることが望ましい。

なおCD-ROM形態の刊行物、特にそのネットワーク環境での利用は、現状ではきわめて高価であり、学内措置のみでは後年度の負担に耐え切れないことが導入の障害となっているので、電子化の促進のためには過渡的にせよ何らかの助成措置が望まれるところである。

②図書館の電子化への対応

近年、電子化の促進のためにハードウェアおよびソフトウェアの整備が図られていることは評価されるが、一層の充実が望まれるところである。

一方、人の手当も等閑に付してはならない。図書館職員の構成の見直し、特に研究開発部門の設置をすみやかに検討すべきである。また現在の図書館職員に対する再教育、新規任用者に対する養成課程、資格、公務員試験区分の見直し等も必要である。

なお学生に対して正しい図書館利用法を身につけさせるために、基礎教育科目の一環として図書館利用法に関する教育を取り入れることも考慮すべきであろう。

図書館の電子化、図書館間相互利用システムの円滑な運用のためには、すべての図書の所在目録の電子化が基本的な要件の一つである。現在、各大学において蔵書目録の遡及入力に努めているが、予算不足のため十分な成果が上がっていない。全国的・長期的観点から効果的な予算措置をとり、遡及入力の早期完了を図るべきである。

また電子媒体の利用、資料の電子化、複写電送等に関わる著作権問題を解決し、その処理方式の改善を図ることも急がれる。

③専門的能力をもった図書館職員について

前項において指摘したとおり近年の図書館業務の電子化・高度化に伴い、図書館職員には最新の技術に即応して図書業務をこなし、機器等を管理・運用し、また新しいサービス業務のあり方を企画・設計するなど、従来の図書館業務に加えて新たな知識・能力を要求されるようになっている。このような専門的能力を持つ職員の新規増員が望まれるところであるが、大学の教職員の定員削減が続いている状況の中で図書館職員のみについて増員を望むことは事実上不可能であろう。しかし電子図書館的機能の急速な整備のためには、取りあえず学内措置により教官を配置して図書館に研究開発機能・教育機能を付与することも考えられる。現にそのような措置をとっている大学もあるので、各大学においても同様の工夫を試みる余地はあろう。さらにこの目的のためにリサーチ・アシスタント、ティーチング・アシスタントを活用することも一つの方法と考えられるが、そのためにはこれを認める制度上の措置が望まれる。

④基準面積の改訂とその早期実現

電子化に伴う新しい機器類の導入・設置など図書館に求められている新しい機能に対応するスペースの確保、書庫スペースの不足への対応とともに、図書館本来の重要な機能の一つとして、読書と思索の場として相応しい空間を提供するために、基準面積の可及的速やかな見直しと優先的な施設整備が望まれる。

⑤共同保存図書館の設置

大多数の大学附属図書館は前記の通りスペースが逼迫し、増築を望まれているが、その全てに対して直ちに手当が出来ない事情も理解できる。図書館の蔵書は常時使用されるとは限らないので、大学間における資料保存のシステムを根本的に考え直す可き時期にあると考えられる。

国立大学図書館協議会の報告書「保存図書館に関する調査研究報告書・平成6年3月」には大学が共同で利用する保存図書館の設置が示唆されている。設置場所、管理主体あるいは運用などについてなお検討の余地を多く残しているが、何らかの形での共同保存図書館の建設をめざすことの必要性を認識し、その実現に向けてさらに具体的な検討を進めるべきである。

⑥その他

図書館間相互利用に関連して、図書の現物貸借及び収書計画に関するルール作りが求められる。

医学系大学・学部等における患者のカルテの整理・保管については、Medical Record Librarian の養成と配置を含めて、当該分野の図書館機能の今後の課題として検討する必要がある。

以上